

五所川原市相談窓口紹介ネットワーク

市では、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、生活における悩みごとの解消や様々なトラブルの未然防止に向け、地域の見守りに取り組んでいる団体等を通じて消費生活相談窓口をはじめとする各種相談窓口を紹介しています。

困ったとき、不審に思ったときは、五所川原市消費生活センターにご相談ください。



事例紹介「インターネット通販の定期購入 編」

スマートフォンで「お試し980円」という広告を見て健康食品を注文し、商品が届き、コンビニ支払用紙で980円を支払った。数週間後、同じ商品が届き、5,000円の請求書が同封されていた。販売業者に電話したところ「6回の定期購入コースで注文いただきました。2回目以降は各回5,000円です。6回購入した後でなければ、解約できません」と言われた。広告をよく見たら、確かに6回の購入が必須である旨の表示はあるが、表示がわかりにくい。販売業者に、初回のみで解約できないかと打診したところ「今回特別に、初回分を定価の1万円で清算いただければ、初回のみで解約できます」と言われた。

五所川原市消費生活センターからの助言

- 通信販売では、返品可否は広告等に表示されている返品ルールに従わなければなりません。広告等に「返品できません」等と表示されていれば、原則として返品できません。
- 事例のような「6回の購入が必須」等の契約条件についても、広告等にそのように表示されていれば、その契約条件に従わなければなりません。
- 通信販売を利用する際には「お試し」等という目を引く表示だけを見てポンポンと注文するのは避けましょう。注文する前に、返品ルールや契約条件をよく読み、その契約条件等に同意できないのであれば、注文をやめましょう。

五所川原市 相談窓口紹介ネットワーク 連絡先

相談の種類	相談の内容	相談窓口	電話番号・受付時間
消費生活相談	商品・サービスの提供や契約に関する苦情相談、および多重債務に関する相談	消費者 ホットライン	局番なし 188(いやや) 月～金 9:00～17:30 土・日・祝 10:00～16:00 (年末年始を除く)
		五所川原市消費生活センター	TEL33-1626 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	借金(多重債務)などに関する相談	消費者信用生活協同組合	TEL0120-102-143 月～金、第2・4土曜日 9:00～17:00(祝日を除く)
家庭相談	家庭相談全般に関すること	五所川原市 子育て支援課	TEL35-2111(内線2482) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
健康づくり相談	心身の健康に関する一般的な相談	五所川原市 健康推進課	TEL35-2111(内線2385)〈要予約〉 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
介護相談	高齢者の介護・健康・財産管理・虐待に関する総合的な相談	五所川原市 地域包括支援センター	TEL35-2111(内線2462) 月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
生活一般相談	日常生活のあらゆる心配ごと	五所川原市社会福祉協議会	TEL39-1212 24時間
交通事故相談	交通事故被害者等の損害賠償の算定、請求、示談の方法、更生問題等の相談	交通事故相談所	TEL017-734-9235 月～金 9:00～16:00